

弓道場

●改訂前(～令和8年6月30日利用分)

1. 団体

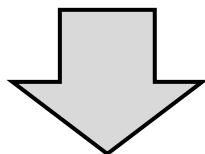
(単位：円)

施設・区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日
	9時から 12時まで	12時から 17時まで	9時から 17時まで	17時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
団体利用	740	1,080	1,690	1,460	3,100

2. 個人

(単位：円)

施設・区分	1回	11回
児童・生徒	50	500
一般	110	1,100



●改訂後(令和8年7月1日利用分～)

1. 団体

(単位：円)

施設・区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日
	9時から 12時まで	12時から 17時まで	9時から 17時まで	17時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
柔道場	880	1,290	2,020	1,750	3,720

2. 個人

(単位：円)

施設・区分	1回	11回
児童・生徒	60	600
一般	120	1,200

備考

- 営利、宣伝等を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の3倍の額とする。
- 市外の方が利用するときは、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 利用時間を延長又は繰り上げて使用する場合の使用料は、この表に定める使用料のほか延長又は繰り上げ時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに当該区分の1時間当たりの額を徴収する。
- 児童・生徒とは、小学校就学前の子ども、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 一般とは、児童・生徒以外の者をいう。
- 市内の小学校就学前の子ども、小学校の児童及び中学校の生徒は無料とする。
- 個人で利用する場合は、午前、午後、夜間を各1回とする。
- 9時から17時までの間において、電灯を使用した場合（個人の場合を除く。）は実費を徴収する。